令和7年度空飛ぶクルマ社会実装促進事業補助金有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 空飛ぶクルマ社会実装促進事業の実施にあたって、有識者等から意見を聴くことを目的として、「令和7年度空飛ぶクルマ社会実装促進事業補助金有識者会議」(以下「会議」という。)を開催する。

(聴取事項)

- 第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 空飛ぶクルマ社会実装促進事業補助金の交付に関すること
 - (2) その他、補助金に関連する重要な事項に関すること

(会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから市長が委嘱する。

(座長)

- 第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。
- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合は、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(会議の運営)

- 第5条 会議は、市長が招集する。
- 2 市長は、必要があると認めたときは、メンバーのほかに関係者を出席させて意見を聴く ことができる。
- 3 市長は、必要があると認めたときは、会議をウェブ会議の方法(インターネットを通じて、相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。)等により、開催することができる。
- 4 前項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めたときは、ウェブ会議の方法等による意見聴取をもって、メンバーが会議に出席したとみなすことができる。

(開催期間)

第6条 会議の開催は、令和8年3月31日までとする。

(秘密の保持等)

第7条 メンバーは、会議により知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた 後も同様とする。

(庶務)

第8条 会議の事務局は、大阪市経済戦略局産業振興部イノベーション課が担う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に際し必要な事項は経済戦略局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月7日から施行する。